

令和7年度 東串良町ホイールローダー売却事業
に係る一般競争入札説明書

入札参加申込書提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

一般競争入札日

令和8年3月19日（木）午前9時

※入札参加を希望される方は、内容を十分把握したうえでご参加ください。

東串良町役場 農林水産課 畜産係

〒893-1693

鹿児島県肝属郡東串良町川西1543番地

電話（0994）63-3123

【一般競争入札（ホイールローダー）の手続きの流れ】



（注）受付期間・公開期間については、土日祝日を除きます。

令和7年度 東串良町ホイールローダー売却一般競争入札実施要項

ホイールローダーの売却に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び東串良町契約規則（昭和56年東串良町規則第1号）で定めるもののほか、この入札実施要項によるものとします。

1. 事業名

令和7年度 東串良町ホイールローダー売却事業

2. 入札に付する物件

別紙1 「ホイールローダー仕様書」のとおり

3. 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 東串良町役場 農林水産課 畜産係
(鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地)
- (2) 時 間 令和8年2月10日（火）午前9時00分から
令和8年2月20日（金）午後5時00分まで（土日祝日を除く。）
- (3) その他 東串良町ホームページからも確認することができます。
(<https://www.higashikushira.com>)

4. 入札説明書を交付する場所及び期間

3の（1）、（2）及び（3）に同じ

5. 売却条件

- (1) 入札に参加した者は、当該売却物件の内容を十分に確認したものとします。
- (2) 売却物件は、当該車両保管場所での現状有姿による引渡しとします。よって、入札に参加するにあたっては、できる限り現物の確認をしてください。
- (3) 引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。また、名義変更等の諸手続きは落札者が行うものとしますので、使用にあたっては、事前に必要な整備、諸手続きを行ってください。
- (4) 落札後に発生する費用は、全て落札者が負担することとします。

6. 売却物件の公開

次のとおり公開しますので、物品の確認をしてください。

- (1) 日 時 令和8年2月10日（火）～令和8年2月20日（金）
午前9時から午後4時まで（土日祝日を除く）
- (2) 場 所 東串良町有機堆肥センター（鹿児島県肝属郡東串良町川西 1841 番地 1）
※物品確認の際は、事前に電話連絡をお願いします。（電話 0994-63-4507）
※試乗及び試運転は現場担当者にご相談下さい。

7. 入札に参加する者の資格

入札には、個人、法人問わず参加できます。

ただし、次に掲げる者は入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
- (2) 入札参加者の住所地又は法人の所在地において市町村税目に滞納のある者
- (3) 令和8年4月17日（金）午後3時までに落札額を全額納入できない者

8. 入札参加申請

入札参加を希望する者は、以下の書類を、令和8年2月20日（金）午後5時までに提出してください。（郵送等・持参ともに必着）

提出先 〒893-1693 鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地
東串良町役場 農林水産課 畜産係

【提出書類】

- (1) 一般競争入札参加申込書兼誓約書（別紙様式1）
- (2) 公的機関が発行する証明書の写し（直近3か月以内のもの）
（個人の場合）住民票、運転免許証、パスポート等
（法人の場合）登記事項全部証明書及び役員名簿
- (3) 住所（所在地）のある自治体の納税証明書又はその写し（直近1か月以内のもの）

9. 資格審査

資格を審査のうえ、一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

入札参加が適当でないと認められた時は、理由を記入して送付します。

10. 売却物件の説明会

次のとおり説明会を実施いたしますので、入札を希望される方はご参加ください。

- (1) 日 時 令和8年2月16日（月）午前10時00分より
- (2) 場 所 東串良町有機堆肥センター

（鹿児島県肝属郡東串良町川西 1841 番地 1 電話 0994-63-4507）

※参加されなくても入札はできますが、物品に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

11. 入札に関すること

- (1) 入札日時及び場所

① 日 時 令和8年3月19日（木）午前9時00分より

② 場 所 東串良町役場 防災庁舎 2階

（鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地）

- (2) 入札保証金

東串良町契約規則第6条第1項第4号により免除とします。

- (3) 入札に必要なもの

① 入札書（別紙様式2）

② 入札用封筒

③ 委任状（別紙様式3） ※委任状は本人以外が入札する場合のみ必要です。

④ 印鑑 ※本人以外の入札の場合は代理人の印鑑（委任状と同一）になります。

⑤ 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆。鉛筆は不可。）

(4) 入札の方法

① 受付

ア 受付は入札当日の午前8時50分から行います。

イ 代理人により入札する場合は、入札前に会場内で委任状を提出してください。

ウ 入札開始時刻（午前9時00分）に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

② 入札書の書き方

ア 入札書には、日付、入札金額、入札者の住所、氏名を記入のうえ、押印してください。

イ 金額の記入は、算用数字（0、1、2、3、・・・9）を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

ウ 入札書は必ず「様式2」のものを使用してください。

エ 本人が入札する場合は、入札書に本人の印鑑を押印してください。

ただし、代理人が入札する場合は、入札者の住所氏名の下に代理人の住所氏名を記入し、代理人の印鑑を押印してください。

オ 契約決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、「消費税及び地方消費税」に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。（税抜き金額を入札金額としてください。）

カ 入札書の金額の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないよう十分ご注意ください。

キ 金額以外の記入箇所につきましては、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行ってください。

③ 入札用封筒

封筒には、住所、商号及び名称（個人の場合は氏名）を表記して提出してください。封はしないでください。

④ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

ア 入札参加申込のない者の入札

イ 入札参加資格のない者の入札

ウ 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

エ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

オ 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具（鉛筆等）を用いて記載した入札書による入札

キ 委任状のない代理入札

ク 入札に際して不正の行為があったと認められる入札

ケ 送付、電報又は電送の方法による入札

12 開札及び落札者の決定の方法

- (1) 開札は、入札後直ちに入札参加者の立ち合いのもとで行います。
- (2) 開札の結果、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (3) 同じ価格の入札者が2者以上あった場合は、くじにより落札者を決定します。

13 契約に関すること

(1) 売買契約の締結

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、物品売買契約書を提出してください。契約の締結及び履行に必要な費用は落札者の負担となります。

期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効とします。

(2) 契約保証金

東串良町契約規則第33条第1項第5号により免除とします。

(3) 契約の解除

契約の定める義務に違反した場合、又は東串良町が定める一般競争入札に参加するために必要な資格若しくは契約締結に必要な資格がないことが判明した場合は、契約を解除します。

14 売買代金の納入

- (1) 売買代金は、令和8年4月17日（金）午後3時までに、町が発行する納入通知書又は東串良町の指定する口座への銀行振込のいずれかの方法で納入していただきます。
- (2) 落札者が納入期限までに売買代金を支払わないときは、納入期限の翌日から支払日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を町に納入することとなります。
- (3) 落札者が納入期限までに売買代金を納付しない場合において、町が納付することを不能と認めたときは、契約を解除するものとしますので、ご注意ください。

15 落札物品の引き渡し等について

- (1) 当該車両の所有権は、売買代金を納入したときに落札者へ移転します。
- (2) 入金確認後、物品目的物引渡書（別紙様式4）を2部交付しますので、記名押印のうえ、1部を東串良町農林水産課まで提出してください。
- (3) 危険負担は、当該車両引渡し後、落札者に移転します。
- (4) 当該車両の搬出は、落札者が行ってください。
- (5) 落札者は、当該車両を受領後速やかに「東串良町」などの東串良町が指定する表示をすべて消去し、記名消去作業等完了報告書（別紙様式5）に、作業後の写真を添えて東串良町農林水産課へ提出してください。
- (6) 契約締結後の一切の経費は、全て落札者の負担とします。
- (7) 当該車両引渡し後の瑕疵責任について、町は一切の責任を負いません。

16 その他

- (1) 本実施要項に記載のある事項については、熟読し遵守してください。
- (2) 契約手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させずに、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (4) この要項に定めのない事項に疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとします。

17 入札及び契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

〒893-1693 鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地

東串良町役場 農林水産課 畜産係

電話 0994-63-3123 FAX 0994-63-3138

別紙1

ホイールローダー仕様書

購入年月	平成14年11月
メーカー	KOMATSU
型式	WA100-3 (2001年式)
クラス (m ³)	1.30
全長 (mm)	5,840
全高 (mm)	3,035
全幅 (mm)	2,250
運転整備質量 (kg) (乗員1名75kg含む)	6,735 (亜鉛メッキ仕様により変動有り)
エンジン名称	コマツ S4D102E-1 ディーゼルエンジン
燃料の種類	軽油
公道走行	不可 (ナンバー登録なし)
使用時間 (1/10h)	5967 (令和8年2月2日現在)
特定自主検査年月日	令和7年7月7日
特定自主検査結果	別紙のとおり
次回特定自主検査	令和8年6月

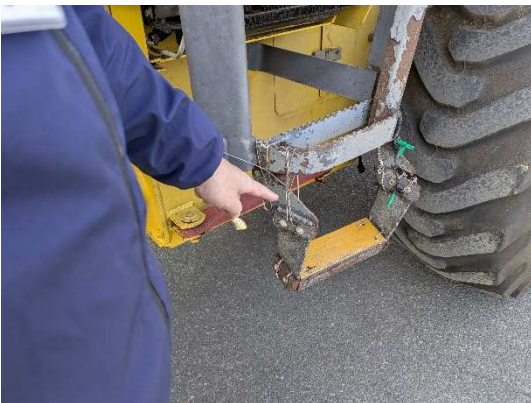
その他 不具合状況

- 燃料メーター表示
- 照明・作業灯が不点灯
- 燃料にエアが入る
- グリスニップル不具合
- 車軸（中折れ部分）の不具合
- ラジオ故障

【物件の写真】



【前後左右 状況写真】



【ステップ（左側）破損】



【ステップ（右側）破損】



【テールランプ（左側）破損状況】



【給油口蓋状況】



【バケット腐食状況】



【車軸 中折れ部分不具合】



【エンジン燃料漏れ】

車軸結合部の不具合、燃料漏れの状況等は現場にて説明を行います。

トラクター・ショベル(ホイール式)
特定自主検査記録表

3 年 間 保 存

証明書
発行日 R7年7月8日

様式SR-GL-91-F

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
 の抑制を図るための指針に基づく検査共用

証明書
発行No. 60

印章
No. 1016545

メーカー名 コマツ	管理No. _____	使用者住所 鹿児島県肝属郡東串良町西1543
型式 WA100-3	車検 有効期間 R7.12月	氏名又は名称 東串良町有機推月巴セル
製造 番号 W057-55835	走行 距離 _____ km	機械管理者氏名 原口信雄
性能 63kw	稼働 時間 5967 h	検査業者登録番号 鹿第143号
検査 実施場所 東串良町西		検査業者又は事業者 志布志市有明町山重12127-1 株式会社 ナンニチ大陽
検査 年月日 R7年7月7日	検査者 氏名 光岡 俊郎	住所・名称 責任者名 若菜 照昭

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果	補修内容	
					良	不良	
エンジン	1	エンジン警告灯(電子制御式)	警告灯の表示(アイドリング・無負荷最高回転、弁隙間、圧縮圧力)	目視、操作	✓		
		本体 ◎ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。 ◎弁隙間の異常による異音がなく、回転の状態、排気色、排気音に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	a*始動性	かかり具合、異音、始動時予熱機能の作動	目視、操作、聴診	✓	
			b*回転の状態	アクセルの作動、回転具合 スイドリング回転(850 min ⁻¹)、無負荷最高回転(2400 min ⁻¹)	目視、操作、聴診	✓	
			c*排気の状態	排気色、排気音 排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	✓	
			d*エアクリナー	エアスの亀裂・変形・緩み、(エレメントの汚れ) 損傷、油量	目視、聴診	✓	
			e*締付け	シリンダーヘッド・マニホールドの締付け	トルクレンチ	✓	
			f*弁隙間	弁隙間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm)	シツネスゲージ、目視	✓	
			g*圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計、目視	✓	
			h*過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	✓	
			i*エンジンマウント	ブラケットの亀裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、レンチ等	✓	
潤滑装置	2	*潤滑装置	油量(汚れ) 油漏れ、◎エレメントの汚れ・損傷	目視	✓		
	3	*燃料装置	燃料漏れ、ホースの損傷・老化、◎エレメントの汚れ・目詰まり	目視	✓		
	4	*冷却装置	水量 漏れ、漏れ、目詰まり、ホースの損傷・ひび割れ・老化、ウォーターキャップの機能・損傷、ベルトの緩み・摩耗・損傷、ファン・カバー・ダクト等の亀裂・損傷・変形・取付	目視 聴診、レンチ等	✓	L/C	
	5	*電気装置	充電装置機能、バッテリーの液量・端子緩み・腐食、配線の緩み・損傷	目視、聴診、テスター	✓		
	6	エアコンプレッサー	異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク凝水、作動	目視、聴診、圧力計、操作	—	—	
動力伝達装置	8	トルクコンバーター	異音、異常発熱、油量、汚れ、油漏れ	目視、聴診、聴診	—	—	
	9	トランスミッション	異音、異常発熱、作動、レバーの抜け、油量・汚れ、油漏れ	目視、操作、聴診、聴診	—	—	
	10	HST用減速機	異音、異常発熱、作動、油量・汚れ、油漏れ	目視、聴診、聴診	✓		
	11	プロペラーシャフト	振れ、スライイン・軸受部・センターベアリングのがた、連結部緩み・損傷	目視、聴診	✓		
	12	デファレンシャル	異音、油量、汚れ、油漏れ、ロック作動	目視、操作、聴診	✓		
	13	ファイナルドライブ	異音、油量、汚れ、油漏れ	目視、聴診、操作	—	—	
	14	チェーンケース(スキッドステアリング)	異音、亀裂、損傷、変形、油量、汚れ、油漏れ、取付	目視、操作、聴診、レンチ等	—	—	
	15						
	走行装置	16	フロントアクスルハウジング、リヤアクスルハウジング	亀裂、損傷、変形	目視、探傷器	✓	
		17	ホイール(タイヤ)	空気圧、亀裂、損傷、偏摩耗、溝深さ、異物、ホルト・クラットの緩み・脱落等 ◎等の亀裂・損傷・変形、ベアリングのがた・異音・異常発熱	空気ゲージ、目視、スケール レンチ等、聴診、聴診	✓	
18							
操縦装置	19	ハンドル	振れ、壊れ、緩み、がた、作動	目視、操作	✓		
	20	ギヤボックス、ステアリングバルブ	油量、汚れ、油漏れ、取付、オーバーリット作動	目視、レンチ等、操作	✓		
	21	ロッド、アーム類	ロッド等の亀裂・損傷・曲がり、ダストブーツの亀裂・損傷・変形、連結部のがた・摩耗、連結部取付	目視、操作	✓		
	22	アーティキュレート機構	ステアリング角度、センターピン部のがた・亀裂・損傷・変形、シリンダーの作動・伸縮・油漏れ	目視、操作	—	—	
	23	パワーステアリング装置	油量、油漏れ、ホース等の損傷・ひび割れ・老化、配管等の取付・寸差	目視、操作、レンチ等	✓		
	24						
制動装置	25	走行ブレーキ	足踏の遊び、床板との隙間、効き具合(制動距離 m)	目視、操作、巻尺	✓		
	26	駐車ブレーキ(レバー・ペダル・スイッチ)	引き代、引き込み力、戻り具合、効き具合、車・ラケット部の損傷・摩耗	目視、操作	✓		
	27	ペダルロック	作動、損傷、摩耗	目視、操作	—	—	
	28	ロッド、リンク、ケーブル類	損傷、摩耗、連結、取付	目視、操作、聴診、レンチ等	✓		
	29	ホース、パイプ	油漏れ、ホース漏れ、損傷・ひび割れ・老化、クランプ等の取付、寸差	目視、石けん水	✓		
	30	オイルブレーキ	◎シリンダーの作動・油漏れ、油量・汚れ	目視、操作	✓		
	31	エアブレーキ	ブレーキチャンパーロッドの作動、エア漏れ、油漏れ	目視、操作、スケール、石けん水	—	—	
	32	ブレーキ倍力装置	弁の作動、エア漏れ、油漏れ、アキュムレータの作動	目視、操作、スケール、石けん水	—	—	
	33	ブレーキドラム、ブレーキシュー	ライニング隙間、ライニングの剥離・損傷・摩耗、アンカーピンの腐食・スプリングへたり、ドラム内面の亀裂・損傷・摩耗	目視、シツネスゲージスケール、探傷器	—	—	

3年間保存

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
					良	不良	
制動装置	34	バックプレート	亀裂、損傷、変形、取付	目視	—	—	—
	35	ブレーキディスク、パッド [乾式キャリパー式]	引きずり、パッド厚さ、ディスク・キャリパーの亀裂・損傷・摩耗、ピストン油漏れ	目視、操作、スケール、探傷器	—	—	—
	36	ブレーキディスク、プレート [湿式ピストン式]	④ディスクの厚さ、④ライニング(摩擦材)の剥離・損傷・摩耗		✓	—	—
	37	駐車ブレーキドラム、ライニング	ライニング隙間、ドラム取付、*ライニング剥離・損傷、摩耗、*ドラム亀裂・損傷・摩耗	目視、スケール、探傷器	—	—	—
	38	駐車ブレーキディスク、パッド	パッド厚さ、④ディスク・キャリパーの亀裂・損傷・摩耗、 <u>キャリパー</u> の作動・ <u>エア</u> 漏れ・油漏れ	目視、操作、スケール、石けん水、探傷器	✓	—	—
	39						
作業装置	40	バケット、ブレード、アーム、リンク	亀裂、変形、摩耗、取付	目視	✓	—	—
	41	バケットコントロール	所定の角度で停止 (<u>ボジショナー</u>)、所定の高さで停止 (<u>ストップアウト</u>)	目視、操作、スケール	✓	—	—
	42						
油圧装置	43	作動油タンク	④油量・汚れ、油漏れ、エア漏れ、 <u>ブリーザー</u> の日詰まり、取付	目視、石けん水	✓	—	—
	44	フィルター	④汚れ・目詰まり、油漏れ	目視、触診	✓	—	—
	45	配管、ホース、高圧パイプ	亀裂、損傷、老化、 <u>ヒビ割れ</u> 、油漏れ、取付	目視、触診	✓	—	—
	46	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動・異音・異常発熱、④負荷時吐出量・吐出圧	目視、聴診、触診、テスター	✓	—	—
	47	HST用付属弁 (ポンプコントロール、プレッシャーオーバーライド)	前後進の切換、中立、油漏れ	目視、操作	✓	—	—
	48	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、 <u>ねじ</u> 、亀裂、曲がり、 <u>擦り傷</u>	<u>アーム用</u> <u>バケット用</u> 目視、操作、スケール、タイマー	✓ ✓	—	—
	49	コントロール弁 (方向、圧力、流量、逆止め、電磁弁)	作動、油漏れ、取付、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	✓	—	—
	50	オイルクーラー	冷却効果、 <u>目詰まり</u> 、変形、破損、油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	<u>目視</u> 聴診、触診	—	✓	C
	51						
	操作	52	操作レバー	<u>ストローク</u> 、 <u>おた</u>	目視、操作、スケール	✓	—
53							
安全装置・車体関係等	54	車枠及び車体	亀裂、変形、取付	目視	✓	—	—
	55	キャブ及びカバー (ROPS含む)	亀裂、変形、腐食、雨漏、 <u>ロック</u> ・ <u>キー</u> 作動、 <u>ガラス</u> の破損、防護欄	目視、操作、探傷器	✓	—	—
	56	座席 (調整機構、シート、背もたれ)	<u>調整</u> <u>ロック</u> の作動、取付	目視、 <u>操作</u>	—	—	✓
	57	シートベルト	損耗、効き具合、取付	目視	—	—	—
	58	昇降設備及び滑り止め	亀裂、損傷、変形、取付	目視	✓	—	—
	59	レバーロック	効き具合、損傷、変形	目視、操作	✓	—	—
	60	作業装置安全ピン及び安全リンク	亀裂、損傷	目視、探傷器	✓	—	—
	61	表示板	損傷、取付	目視	✓	—	—
	62	<u>灯火装置</u> 、 <u>警音器</u> 、方向指示器、 <u>窓拭き器</u> 、 <u>テフロスター</u> 等	<u>作動</u> 取付、 <u>レンズ</u> 破損、 <u>水浸入</u>	<u>目視</u> <u>操作</u>	—	—	✓
	63	計器類	作動	目視	✓	—	—
	64	後写鏡及び反射鏡	汚れ、損傷、写影、取付	目視	✓	—	—
	65	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作	✓	—	—
	66						
	総合	67	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診	✓	—
排ガス装置	68	** 一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、排ガス減少装置のホース・パイプの緩み・損傷	目視、聴診、レンチ等	—	—	—

別紙 様式SR-ZC-03等に事業者への要請等及び補修措置を記載 次回特定自主検査実施年月 R8年 7月

備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。	記号	交	分	修	調	締	清	給	該
	2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。									
	3. 検査内容の項目に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。		×	⊗	△	A	T	C	L	—
	4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。									
	5. 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) の適用を受ける (車検を受けて登録番号を取得した) 機械は、荷役装置又は作業装置以外の部分について実施し、その点検を行なったことが定期点検整備記録簿により確認されるものについては、当該部分に係る自主検査を省略して差し支えないものであること。									
	6. ★印は「安衛法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。									

